

# 商工組合日本医療機器協会競争法コンプライアンス規程

(制定年月日 平成27年7月13日)

## 第1条 (目的)

この規程は、次の事項を目的とする。

商工組合日本医療機器協会（以下、「当協会」という。）の役員並びに職員、当協会の会合又は活動に参加する会員企業が、当協会の全ての会合の運営や情報交換等、その他全ての事業等の活動において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）を含む各国、地域の競争法（以下「競争法」という。）を十分尊重し、これを遵守すること。

## 第2条 (定義)

- 1 この規程で「会合」とは、総会、理事会、委員会、部会、講習会、懇親会等、形式を問わず当協会の活動とされる全ての会合をいう。
- 2 この規程で「会議」とは、会合のうち、懇親会以外のものをいう。
- 3 この規程で「懇親会」とは、会合のうち、賀詞交歓会等の懇親を目的とするものをいう。
- 4 この規程で「会員企業」とは、当協会を構成する全ての会員企業をいう。
- 5 この規程で「役員」とは、理事長、副理事長、理事、監事をいう。
- 6 この規定で「職員」とは、事務局職員をいう。

## 第3条 (適用範囲)

本規程は、当協会の全ての活動に適用され、適用の対象者は、次の者とする。

- (1) 当協会の役員
- (2) 当協会の職員
- (3) 当協会の会合又は活動に参加する会員企業

## 第4条 (役員等の責務)

- 1 役員は、本規程の内容又は運用に疑義が生じ又は生じるおそれがあることを知った場合は、速やかに理事会に報告しなければならない。
- 2 職員は、本規程に基づき責務を果たすことにつき、役員を補佐するものとする。

## 第5条 (会合の運営)

- 1 会合の出席者は、会合中とはもとより、会合の開始前及び終了後において、次の事項を話題にしてはならない。ただし、既に公表されているものはこの限りでない。
  - (1) 会員企業が供給し、又は供給を受ける商品又は役務の価格、価格変更、価格構成、価格戦略、値引き、入札条件、数量、在庫、コスト等
  - (2) 会員企業の設備投資、設備廃止、生産・供給量、生産・供給能力、開発・生産・調達・販売計画、販売先、販売地域、供給機種、市場占有率、需要予測、需要動向等
  - (3) その他会員企業の事業活動における重要な競争手段に具体的に関係する内容
- 2 会議の議長及び当協会の役員並びに職員は、会議において、議題、配布資料等について競争法上問題となるおそれのある内容が含まれていないことを事前に確認する。
- 3 会議の議長は、会議の開始前に、本条第1項に規定された事項の概要である以下の事項（以下「遵守事項」という。）を示し、その内容を周知する。

### 「遵守事項」

本会合の出席者は、会合中とはもとより、会合の開始前及び終了後においても、次の事項について話題にしてはならない。但し、既に公表されているものはこの限りではない。

- (1) 商品・役務の価格または数量に関する事項
- (2) 入札に関する事項
- (3) 開発・生産・販売の能力、計画または政策に関する事項
- (4) その他、重要な競争手段に具体的に関係する事項

以上の内容にあたるかどうか判断に迷う場合は、話題にすることを控えること。

4 会議の議長は、会議において、適切な対応を行ったことの記録を残す観点から、会議議事録を作成させる。当協会は、会議議事録の原本又は写しを保管する。

5 会議の議長は、会議において、競争法上問題となるおそれがある発言をした者がいたときは、その者に対して注意を促す等の措置を講じるものとし、それにもかかわらず、その発言者が当該発言を中止しなかった場合、当該会議を中断させた上で、その発言者を退場させるものとし、当該中断事由を会議議事録に記載させ、遅滞なく顛末を、競争法コンプライアンス規程を管掌する副理事長（以下「担当副理事長」という。）に文書で報告する。

6 会議に出席する当協会の役員並びに職員は、出席者の発言が競争法上問題となるおそれがあると判断したときは、会議の議長に対して発言者を注意するよう促す等、競争法遵守の観点から会議の進行を補助する。

7 懇親会に出席する当協会の役員並びに職員は、懇親会の開催前に、遵守事項を示し、その内容を周知する。

懇親会に出席する当協会の役員並びに職員は、競争法上問題となるおそれがある発言をした者がいたときは、その者に対して注意を促す等の措置を講じるものとし、それにもかかわらず、その発言者が当該発言を中止しなかった場合、当該懇親会を中断させた上で、その発言者を退場させるものとし、遅滞なく顛末を、担当副理事長に文書にて報告する。

## 第6条 (統計情報の収集、管理及び提供)

- 1 統計情報の収集・管理・提供業務（以下「統計業務」という。）は、当協会の役員並びに職員又は会員企業と無関係な第三者機関が行うものとする。
- 2 当協会が会員企業から収集する情報は、実績値のみとし、将来予測に関する情報は収集しない。
- 3 統計業務に携わる当協会役員並びに職員は、会員企業から収集した情報が、当該当協会役員並びに職員以外の者に開示されないよう、厳重な管理を行うものとする。
- 4 一般若しくは会員企業に対して統計情報を提供する場合は、競争法上の問題を引き起こすことのないよう、概括的かつ具体的な個別企業情報の特定及び抽出ができない程度に集合化した情報のみを提供するものとする。

## 第7条 (研修及び会員団体に対する周知徹底)

- 1 担当副理事長は、当協会の役員並びに職員及び各委員会の委員長並びに会員企業に対して競争法コンプライアンスに関する研修を必要に応じて実施し、各人の知識の向上に努める。
- 2 当協会は、この規程を当協会ホームページに掲載して公開し、会員企業に対して周知徹底を図る。

## 第8条 (調査)

- 1 担当副理事長は、この規程に違反又は違反するおそれのある事態が発生した場合は、事務局の協力を得て、その原因について調査・分析を行い、その結果を理事会に報告する。担当副理事長は、必要に応じて、適切な第三者に調査・分析を委託することができる。
- 2 理事会は、前項の調査結果に応じて適切な措置を講じるものとする。

## 第9条 (医機連並びに医機連加盟団体との協調による、規程の遵守の推進)

当協会は、競争法コンプライアンス規程の遵守の推進のため、一般社団法人日本医療機器産業連合会（以下「医機連」という。）並びに医機連加盟団体との協調を図り、情報の収集を行うものとする。

## 第10条 (規程の改廃)

この規程の改廃は、当協会の理事会の決議による。

## 附則

この規程は平成27年8月1日から実施する。